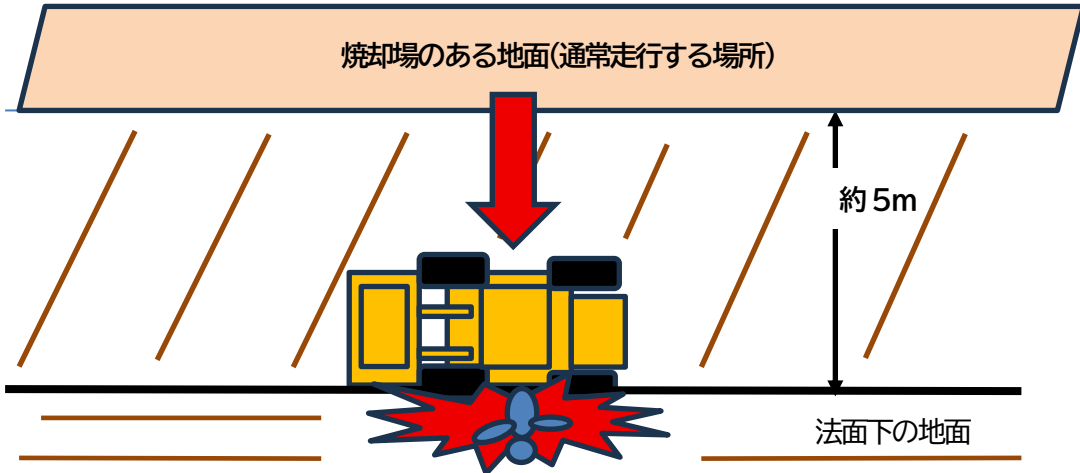


会社敷地内でホイールローダーが転落し、運転者が下敷きに！			
発生年月	令和8年4月7日(火) 午前10時30分頃		
業種	建築工事業	事業場規模	不詳
事故の型	(墜落・転落) ※各種報道に基づく	起因物	(動力機械(建設用機械等))※各種報道に基づく
発生状況	<p>4月7日(火)午前、白石市大鷹沢の建設工事会社の敷地内で、ホイールローダーが法面から約5m下に転落し、運転者が死亡しました。</p> <p>ホイールローダーは工事等で出た木材等を敷地内の焼却場で処分するための集積・運搬に使用しており、この日は死亡した運転者が朝から一人で作業していた模様です。</p> <p>発見された際、ホイールローダーは横転し、運転者はその下敷きとなっていたことから、転落時に運転者は運転席から投げ出され、下敷きとなったものと考えられます。</p> <p>なお、運転者は持病を有していたとのことから、操作ミス、体調の急変など様々な原因が考えられ、関係機関にて発生状況・原因などを現在調査中です。</p> <p style="text-align: right;">（各種報道資料より）</p> 		
害防止対策	<p>（関係機関で調査中であり、基本的事項を含めて、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載しているものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あらかじめ、地形、地質などを調査・記録し、使用する機械の種類・能力、運行経路、作業方法を踏まえた安全な作業計画を策定し、これに基づき作業を行うこと。</li> <li>2. 路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下を防止するとともに、必要な幅員を保持するなどの措置を講じること。</li> <li>3. 法定の資格を有する者に運転させること（資格保有を確実に確認すること。）。</li> <li>4. 重機の転倒、転落の危険がある際には、誘導者を配置し、一定の合図を定めた上で、当該重機を誘導させること。</li> <li>5. 重機は転倒時保護構造（転倒時に運転席空間が機体の重量により押しつぶされない構造）、シートベルト設備の両方を有するものを使用し、運転者はシートベルトを着用のこと。</li> <li>6. 運転者が運転席から離れる場合は、バケットを下ろし、エンジンを止め、逸走防止措置を講じること。</li> <li>7. 各重機により定められた安定度、最大使用荷重を遵守すること。</li> <li>8. 可能な限り、単独での作業は行わず、万が一の際に緊急連絡などの対応が行える体制を確保すること。</li> <li>9. 健康・体調管理を適切に行い、体調不良であったり、体調に不安がある際は、運転を行わないこと。</li> </ol>		